

公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき住民等から述べられた意見に対して、同条例第 11 条第 1 項の規定に基づき届出者から述べられた見解の概要を、同条第 2 項の規定により次のとおり公告するとともに、この見解書の写しをこの公告の日から 2 週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

平成 27 年 4 月 17 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所

株式会社ドン・キホーテ

代表取締役 大原 孝治

東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号

2 商業施設の位置

静岡市葵区山崎一丁目 27 番 1、28 番 1、2、3、4

3 意見に係る届出

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出

4 届出年月日

平成 26 年 12 月 8 日

5 届出書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

① 静岡市経済局商工部商業労政課（静岡市清水区旭町 6 番 8 号（清水庁舎））

② 静岡市葵区役所地域総務課（静岡市葵区追手町 5 番 1 号（葵区役所））

③ 静岡市駿河区役所地域総務課（静岡市駿河区南八幡町 10 番 40 号（駿河区役所））

(2) 縦覧の期間

平成 27 年 4 月 17 日から平成 27 年 5 月 1 日まで

(3) 縦覧の時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 意見に対する見解の概要

	意見	意見に対する見解
1	服織中学校青少年健全育成会の活動を理解し協力すること	学校等との連携、活動に対して可能な限り協力していきます。
2	青少年がたむろし近隣に迷惑の恐れのある場合は速やかに警察に通報すること	店舗での対応のほか、警察との連携を図り、青少年がたむろすることの無いよう運営します。
3	青少年に悪影響があると思われる商品については販売を自粛すること	アダルト向け商品についての販売は隔離したコーナーを設け、未成年が立ち入らないようカメラで監視し従業員により注意を呼びかけます。
4	店舗内外に不審者がいたらすみやかに警察に通報すること	店舗内外において定期的に店舗従業員の巡回によるお声掛けをいたします。万一駐車場等で騒ぐなどの迷惑行為があった場合は警察との連携により、通報いたします。
5	店舗内の防犯カメラの死角をなくすこと	防犯カメラは多数設置する予定であり、死角をなくすよう設置いたします。
6	「防犯カメラ作動中」の表示を子供の視界にも入る位置に掲示すること	防犯カメラの設置にあわせ掲示します。
7	万引き等には厳しく対処し、見つけた場合はすみやかに警察に通報すること	万一、万引き等があった場合には学校と警察に通報するようにいたします。
8	防犯カメラは常に監視していること	防犯カメラは 24 時間録画しています。
9	「防犯カメラ監視中」の表示を作り、よく見える位置に掲示すること	防犯カメラの設置にあわせ掲示します。
10	昼夜を問わず、警備員が店舗内・駐車場等を巡回監視すること	店舗内外において定期的に店舗従業員の巡回によるお声掛けをいたします。万一駐車場等で騒ぐなどの迷惑行為があった場合は警察との連携により、通報いたします。
11	防犯カメラを駐車場にも設置すること	検討致します。
12	駐車場の防犯カメラは国道 362 号の通行車両も録画できるようにすること	検討致します。国道を録画するにはプライバシーの問題があり警察等との協議が必要です。
13	不審者情報があった場合、警察の捜査に協力すること	警察との連携を図り協力いたします。
14	すべての商品に盗難防止のタグをつけること	高額商品には万引き防止タグをつけます。

意見		意見に対する見解
15	高校生が部活動や塾の帰りの遅い時間帯に立ち寄ることが見込まれる。昼夜を問わず駐車場の様子にも配慮し適切に対処すること	店内外において定期的に店舗従業員の巡回によるお声掛けをいたします。万一駐車場等で騒ぐなどの迷惑行為があった場合は警察との連携により、通報いたします。
16	防犯カメラと防犯カメラ作動中の表示を見やすい位置へ設置してほしい	防犯カメラは多数設置する予定であり、死角をなくすよう設置いたします。
17	防犯・警備等はより一層お願いします	店内外において定期的に店舗従業員の巡回によるお声掛けをいたします。万一駐車場等で騒ぐなどの迷惑行為があった場合は警察との連携により、通報いたします。
18	アダルトグッズの取り扱いを行わないこと	アダルト向け商品についての販売は隔離したコーナーを設け、未成年が立ち入らないようカメラで監視し従業員により注意を呼びかけます。
19	アダルトコーナーへの未成年立ち入り禁止、防止措置の徹底	
20	ゲームセンターはやめて欲しい	現在のところゲームセンターの予定はありません。
21	子供の健全育成に関する環境の保持、並びに情報の共有について連携を図っていくことを要望する。 「たむろ」する状況の排除、「万引き」等の事犯発生時には学校と連絡を取り合って保護者共々指導を行っていく等。	万一、万引き等があった場合には学校と警察に通報するようにいたします。
22	高校生がたむろしないよう夜10時閉店としてほしい。	営業時間については現在午前3時までの予定での営業を計画しています。深夜営業については、定期的な店舗従業員の巡回によるお声掛けを行うことで、駐車場内でのたむろや迷惑行為を防止し、万一駐車場等で騒ぐなどの迷惑行為があった場合は警察との連携を図り、通報するようにします。
23	閉店時間を夜10時で希望します 住環境を害さないため（深夜の商品搬入もやめてほしい）	
24	閉店時間を夜10時で希望します 中高生の生活環境保全（深夜営業は若者の溜まり場になる）	
25	営業時間を10時開店22時閉店とすること	
26	深夜2時までの営業中止、10時閉店とすること	
27	過去の事例からも集会・集合の起点になる可能性が考えられ、深夜までの営業は事件・犯罪に結びつく可能性が大きい。よって営業時間を22時までとすること	
28	夜10時閉店を限度とし、住環境を害さないこと	
29	午後10時閉店を要望	
30	22時閉店が無理なら24時閉店を	

意見		意見に対する見解
31	市条例の「地域社会の持続的な発展に寄与」する経営方針とすることを強く望む	市の条例を踏まえ地域の発展に寄与できるよう店舗運営を行っていきます。今後、開店までに法的な説明会以外にも協議の場を作らせていただきたいと思います。
32	意見を基に改めて出店予定地での住民説明会を開催するよう強く求める	今後、開店までに法的な説明会以外にも協議の場を作らせていただきたいと思います。
33	地元の各種団体と任意継続して協議会・定期協議会を開催すること。開店後も、店長が引き続き開催すること	
34	店長が変わっても、当初取り決めた約束はしっかり引き継ぎ守ること。	
35	「静岡市良好な商業環境の形成に関する条例」の精神を踏まえ、良好な商業環境、消費生活に資するとともに、居住環境の維持・地域社会の持続的な発展に寄与する店舗経営を目指すこと	市の条例を踏まえ地域の発展に寄与できるよう店舗運営を行っていきます。今後、開店までに法的な説明会以外にも協議の場を作らせていただきたいと思います。
36	地元経緯を踏まえ、地域住民・組織と協調した店舗運営を望む	
37	地元経緯を踏まえ、地元の地域住民・組織と協調した店舗運営をしてほしい。	
38	生鮮食品の販売を望む（野菜・肉・魚介類）	
39	生鮮食品の販売を望む（野菜・肉・魚類）	検討いたします。
40	生鮮物を多く取り扱ってほしい	
41	児童の健全育成を阻害する商品については、売り方、商品陳列の方法等について配慮を望む。	アダルト向け商品についての販売は隔離したコーナーを設け、未成年が立ち入らないようカメラで監視し従業員により注意を呼びかけます。
42	生鮮物を多く扱った商品構成を要望	検討いたします。
43	交通事故の防止（駐車場出入口や場内での警備員配置）	駐車場の出入口は視界が確保されるよう計画いたします。オープン時、繁忙時には交通整理員を配置します。
44	駐車場出入の際の事故防止（車の視界を遮るような看板、のぼり旗等には配慮してほしい）	
45	交通渋滞が予想される時期は警備員を増員すること	

意見		意見に対する見解
46	夜8時以降の住環境への配慮を（夜8時以降営業時の騒音・照明の明るさの配慮を）	夜間照明は住居側を直接照らさないよう、近隣住民の方々へ配慮して設置いたします。 また、防犯対策につながるよう配慮いたします。
47	照明については近隣住民の意見をよく聞くこと	
48	夜間の照明は周辺住民の迷惑にならぬよう調整してほしい	
49	周辺道路の渋滞、騒音や照明による周辺の住環境の悪化、安眠の妨害に対する具体的な対策案を示すと共にその説明を地域住民に対し行うこと	夜間照明は住居側を直接照らさないよう、近隣住民の方々へ配慮して設置いたします。 また、騒音についても深夜の荷さばきは避けた計画とし、駐車場には「空ぶかし禁止」「アイドリングストップ」等の看板掲示を行います。
50	近隣住民の安眠には最大限の配慮をすること	
51	搬出搬入時にトラックがバックする時に鳴るピーピーという音が近隣住民の安眠を妨害しないよう搬出搬入の時間を考慮すること	
52	店舗内外装を奇抜な色は避けやさしい色にしてほしい。	市が定める景観条例を遵守した計画とします。
53	地域に愛される店舗となるよう努力すること	地域の皆様に愛される店舗となるよう努力して参ります。
54	羽鳥地区はオクシズの玄関口である。風光明媚な藁科地域の景観に配慮した看板、デザイン、電飾等にすること	市が定める景観条例を遵守した計画とします。
55	地域雇用と人材育成を促進すること	計画店舗では地域での雇用を計画しています。
56	近隣住民の積極的雇用を	
57	個人商店の経営を圧迫することのないよう、配慮ある対応を	地域の他店と共存していきたいと考えています。
58	周辺の小規模小売店に配慮すること	
59	学校として職業体験の場として協力していただけるものと考えている。出店した際には連携・協力していきたい。	学校の職場体験の場の提供等開店後において検討していきたいと思います。
60	他店と競合するような「チラシ」をやめ、安定経営を要望する	地域の皆様に愛される店舗となるよう努力して参ります。
61	こどもの学習に協力すること	学校の職場体験の場の提供等開店後において検討していきたいと思います。
62	高齢者の買い物に配慮すること	高齢者、障害者が利用し易い店舗づくりを計画いたします。
63	障がい者の買い物に配慮すること	
64	取り扱い商品からドン・キホーテの業態ではなくメガドン・キホーテでの業態を希望する	現在店舗の規模、立地等から当計画地ではドン・キホーテの計画としています。 ただし、取扱い商品については検討いたします。
65	ここ藁科地区は静岡本山茶の産地であるので藁科のお茶を販売すること	検討いたします。